

平成 28 年度第 1 回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（8 月 3 1 日開催）

議事録

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、また、大変お暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ここで、本年 4 月 1 日付けの人事異動で事務局職員に異動がございましたので紹介させていただきます。

《事務局職員紹介》

それでは、開会にあたりまして、木藤会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

（会長）

おはようございます。お忙しい中ご苦勞様です。後からも報告がありますが、情報公開に絡んでは、今市民から注目をされているスタジアム問題についての開示請求が急増しているようです。今日は 1 件案件が出てきましたので、ご協議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。本日の会議は委員 9 名中、8 名にご出席いただいております。

この会議は公開としており、会議要旨を市のホームページ及び市役所 1 階の市民情報コーナーで公開させていただく予定ですのでご了承をお願いいたします。それでは、会長に議長として進行をお願いいたします。

（会長）

本日の審議会は協議事項が 1 件と事務局からの報告事項が 1 件です。

それでは、協議事項の体力づくり事業に関して京都学園大学を中心とした研究グループが調査研究のために亀岡市から基本的なデータを提供していただきたいので本審議会に諮りたいという議題です。「体力づくり事業が介護認定・介護給付費・医療費のもたらす効果検証事業」について担当課から説明をお願いします。

（担当課）

《資料に基づき説明》

(会長)

それでは、担当課から説明がありましたように、高齢者の介護予防についての研究のデータとして、市民課と高齢福祉課と保険医療課の3課が持っているそれぞれの情報をこの学術研究グループに提供するというものです。何かご質問はありますでしょうか。

(委員)

後期高齢者の方は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

(担当課)

全体が600人ぐらいの約半分ほど、半分弱くらいです。4割くらいです。具体的な人数はわかりませんが、平均年齢が72歳ほどだったと思います。

(委員)

526人の内の半分くらいは後期高齢者ですか。

1,052人ですけれども、もしかしたらその半分になるかもしれないということですか。

(担当課)

医療費に関してはそうです。それ以外、介護度や介護サービスを使った費用というのは亀岡市が保有するデータです。

(委員)

京都府はなぜ、了承されていないのですか。

(担当課)

京都府というか、広域連合になってくるのですが、京都府内の各市町村で組織している広域連合でございまして、その中でも個人情報ルール等で今回まだご理解いただいていない状況です。

(委員)

もし、今回理解が得られなかった場合、全体の半分しかデータがないと、500人ぐらいでもきっちりとした検証が出来るのでしょうか。どれくらいの人数があれば、きっちりしたデータとして使えるものなのですか。

(会長)

データの問題ではなく、本来、後期高齢者を対象にする方が学問的には重要だと思います。広域連合との関係でそのデータが不足するのでそういった意味では学問的には、今回亀岡ベースでデータを出したとしても実は不十分だという意味のことで。

本来、後期高齢者を対象とした介護予防、75歳以上の方が重要かと思いますが、技術的

な問題としてむづかしいということです。つまり、制限された範囲内での学術研究に委ねるしかないということです。

(委員)

もし認められなければ、前期高齢者だけの結果になってしまうということですか。

(会長)

そうです。

(委員)

後期高齢者の医療費に関する部分だけはちょっと欠け落ちる場合があるかもしれないけれど今のことについては、たとえば10項目、20項目のうち、1項目だけ資料が得られないということですね。

(委員)

でも医療費が一番大きいのではないのですか。

(会長)

医療費を得る状態になるまでの段階の調査が大事で、何が原因でそうになったか、その事に対してどれだけの医療費がかかったかも大事な要素であるが、その前のことがあるので今の段階で協力が得られないからと言って今回のデータを外してしまうとせっかくの調査が少し効果が薄くなってしまいます。

(委員)

他の市町村でもこういう調査はされているのですか。

(担当課)

はい。伊根町は確か京都大学と一緒にされていたと思います。

(会長)

こういう調査は全国的に注目されているもので、介護予防という限定はしていないと思いますが、後期高齢者や高齢者の施設や医療に関する調査は学問的には今進みつつあるのですが、先ほど紹介があったように、3年前、京都の広域連合として組んでいるそこにデータがあがっているのですが、そのデータを外部に出すということを前提に考えていないようで、また、本市が条例上で「統計上」という文言を入れていなかったのも、今回はこの審議会にて話し合い、個別に対処しなくてはならなくなりました。

そのあたりは一部不十分ですが、とりあえず市民課と高齢福祉課と保険医療課が持っているデータを匿名化し、データ提供をして研究していただく。最終的には本来、後期高齢者も

含めてどのくらいの医療費が出ているからそれを防ぐためには事前に介護予防をしたり健康づくりの運動その他を行うというものがもともとの研究目的である。

つまり、自宅で寝たきりにならないように、健康づくり体操を行うといったことが最終的には医療費の削減等につながるということを検証したいということが研究グループの目的だと思われます。まだ、研究途上ではあります。

(委員)

国での補助事業ではないのですか。

(担当課)

国ではないのですが、科学研究費用が出ています。

(会長)

国の科学研究費補助金と言う、いわゆる国の研究補助金をもらっていますので、そういった意味では重要な研究と認定されているものですし、科学研究費をもらっていますので、当然、後で報告書を書かないといけないという正式な研究です。

(委員)

先ほどの伊根町の結果というのは出ているのですか。

(担当課)

詳しいことはわかりません。

(委員)

それは、今年とか去年にされたのですか。1年間ほどかけて調査をされたのですか。

(担当課)

ずいぶん前かと思います。

(会長)

確か、そのグループも平成23年頃から行って、そのあたりから継続的に行っている事業ですので研究作業よりももっと長いです。

(担当課)

今回の研究作業自体は今年度中の作業になります。

(委員)

対象グループがあつて、長い期間をかけて調査を行うのではなく、今回の場合は、いつか

らいつまでの資料の特定の人について、とりあえずこれはこれで行って、次回の調査はまたいつかの機会に別の対象者になるかわからないけれど、また行ってみるということですね。

(担当課)

そういう可能性もあると思います。

(委員)

先ほど映し出された法律の条文の中で「明らかに本人の利益になるとき許可する」という表記がありました。今回は明らかに本人の利益になる訳ではないのではないですか。

(会長)

「明らかに本人の利益になるとき」と言うのは国の法律の条文の話であって、また、利益になるときでないと提供できない訳ではありません。本市の条例にその文言はないので、今回それを適用するのではなく、この審議会の意見を聞いてと言うことですので、今お諮りして了解を得られれば目的外利用を認めるということになります。

(委員)

データの提出希望日が9月1日ということになっていますが、すでにデータは出来上がっているということですか。

(会長)

いいえ、あくまでも希望日であって、審議会で許可を得ないとできないのでそういったことではありません。

他にこのグループの研究目的、対象、今回提供するデータについての質問等がありますか。

(委員)

問題は個人が特定されるかどうかという点が大事だと思います。

たとえば、私に関する情報でも私の情報かどうかかわからない情報であればこれはかまわない。市が研究グループに提供する時に個人が特定されないようにしていただくことが大事だと思います。

(委員)

その作業を亀岡市がするのですね。

(会長)

そうです。元データをそれぞれの課が持っているため、端的に言うと死亡転出情報といったものは一番センシティブな情報なので氏名を消して、残るのは年齢、生年とか性別になります。平成23年から調査を始めていますが、23年度調査時対象の方は既に70歳以上に

なっておられます。

(委員)

アンケート調査は毎年行っているのですか。

(担当課)

毎年ではありません。23年と25年の2回行っています。

(委員)

65歳以上の方にアンケートを出してはいるが、提出していない人もおられるので、その中には亡くなった方も転出した方もおられるので今の段階で13,000人というだけのことですね。

(担当課)

そうです。回収できた人数ということです。

(委員)

平成23年度に65歳以上の方にアンケートを出されて、平成25年度も前回65歳以上になっておられた方に出されていたということですか。

(担当課)

いいえ。平成23年度はその時点での65歳以上の方を対象に、平成25年度は平成25年度時点の65歳以上の方にアンケートを出しました。日常生活圏域ニーズ調査のデータは高齢福祉課が持っています。

(委員)

体操はどのようにして行くのですか。自分で申し込んで行くのですか。

(担当課)

アンケート調査を行って実際回答いただいた方に亀岡市内のいくつかの町で行われる教室を案内し、実際連絡をいただいた方に参加していただくという形で行います。

(委員)

健康で体力がなければ教室まで行けませんね。

(会長)

教室に行けるように骨とか筋肉を維持してくださいと指導することが、最終的には医療費の削減につながり、あるいは寝たきりや介護の度合いをできるだけ少なくするのではないか

というものですが、なかなか難しいと思います。

(事務局)

弱ってしまうとなかなか行けなくなってしまうので、元気なうちに教室に行くことによって弱らない体を作ろうというものです。

(委員)

こういった研究はなかなか結果が出ないからみんなが協力してやっていくことだと思いますし、広がればいいと思います。

(会長)

平成23年から研究を行っていて研究グループは学術書や雑誌に出していると思うのですが、亀岡市の方はそれを受け止めて「効果がありました。」とか、「こういう研究グループとの共同研究で亀岡市の今後の施策に反映しました。」と言ったお知らせはしているのですか。

(事務局)

1年か2年ほど前に一度シンポジウムを開催して発表をしました。

(会長)

調査のアンケートが来た時と研究した結果とでは時期がずれていますが、学術論文にはなると思いますので、それをなるべく亀岡市にどういう形態で行うかというのはともかく研究成果として還元してほしいと思います。

(委員)

個人情報が入る情報が全く特定できない情報を研究グループに提供するのであれば全く問題ないのではないですか。

(委員)

市の大事なデータを大学の研究グループに提供するという事は審議会の意見を聞かなければなりません。市が研究グループにデータを提供したら市に研究成果を還元しなければなりません。個人にとっても市が高齢者一般に対する施策を打ち出すことによってメリットはあると思います。

関係者それぞれに一定の負担はありますが、みんな得すると思います。個人が特定できないのであれば、審議会としては異議なく同意させていただいたらいいのではないかと思います。

(会長)

はい。それでは日にちはもう少し後になるかと思いますが、大学の研究グループにCD-Rでデータを提供するということについて了解としてよろしいでしょうか。

《委員了承》

(会長)

では、了承とします。

次に、報告事項として情報公開と個人情報保護の開示状況について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

今年度、前年度で不服申し立てはあがってきていませんか。

(事務局)

はい。

(会長)

水道事業関連の開示請求が多いようですが業者からのものですか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

文化財保護法に関する開示請求もあるのですね。

(事務局)

はい。それはスタジアム関連でアユモドキの保護関係に係るものです。

(委員)

文書不存在というのがありますが、これはどのようなことですか。会議があれば会議録を残すというか残っていると思うのですが。それから部分開示というのはどのようなものですか。

(会長)

文書不存在というのは必ずしも会議の会議録というものではなく、それぞれの亀岡市、亀岡市関連の職員が動いた時の記録とか、たとえば、出張の復命書とかがあるかないかが請求される時がありますので、カチッとしたものがあるかわかりません。すなわち個々の案件によるものになります。文書であがってきているものが何であるかはここではわかりませんし、タイトルだけではわかりません。情報公開・個人情報保護の開示請求に伴う決定には全部開示、部分開示、文書不存在等で不開示があります。

(事務局)

たとえば、市にない資料を請求された場合は文書不存在で不開示ということになりますし、物品を購入する際、見積結果と参加業者名を知りたいがために開示請求をされてもその物品を購入していなければ文書はありませんので文書不存在で不開示ということになります。また、部分開示というのは個人の氏名とか印影を消している場合です。

(会長)

本日予定していた議題は以上ですが、事務局の方から連絡事項があるようですのでお願いします。

(事務局)

《審議会委員の任期、委嘱替えについての事務連絡》

(会長)

また、審議会に係る案件がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。以上で本日の議事を終了します。

(事務局)

ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして副会長からご挨拶をお願いします。

(副会長)

本日はご多忙の中、ご参集、ご審議いただきましてありがとうございました。今年はとりわけ暑い日が続きまして、熱中症の心配がたくさんありましたが、こうして皆さんとお会いできたのを嬉しく思っております。また、こうして召集があった場合にも元気に顔を合わせたいと思います。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして会議を終了させていただきます。ありがとうございました。